

第134回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

平成30年6月28日（木曜日）午前10時

場 所

仙台市青葉区中央三丁目3番20号 当行本店4階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

目 次

第134回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
第134期事業報告	3
計算書類	24
連結計算書類	26
監査報告書	28
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	31
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を 除く）11名選任の件	32
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を 除く）の報酬限度額改定の件	38
インターネット等による議決権行使のご案内	39
株主総会会場ご案内略図	

平成30年6月5日

株 主 各 位

仙台市青葉区中央三丁目3番20号

株式会社 **七十七銀行**

取締役頭取 氏家照彦

第134回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当行第134回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年6月27日（水曜日）午後5時までには議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当行指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.e-sokai.jp>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記（39頁から40頁まで）の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申しあげます。

なお、議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただき、インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 仙台市青葉区中央三丁目3番20号 当行本店4階会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第134期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
2. 第134期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額改定の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

議決権の不統一行使の事前通知

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当行あてご通知ください。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」ならびに連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（<http://www.77bank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人および監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページ（<http://www.77bank.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 当日は節電のため会場内の温度を高めに設定しておりますので、株主の皆さまにおかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

第134期（平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

〈主要な事業内容〉

当行は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、社債受託業務、代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売などの業務を行っております。

〈金融経済環境〉

当期のわが国経済は、海外経済の緩やかな成長を背景に輸出・生産が増加基調となったほか、企業収益や景況感が改善するなか設備投資も増加傾向を続けるなど、緩やかな回復を続けました。一方、主要営業基盤である宮城県の景況は、東日本大震災からの復興需要がピークアウトしているものの、経済活動は総じて高水準で推移し、基調としては緩やかな回復を続けました。

こうしたなか、金利情勢については、日銀による長短金利操作付き量的・質的金融緩和等を背景に、長期金利は概ねゼロから0.1%の低い水準で推移しました。一方、短期金利はゼロ近傍で推移しました。また、株価は、海外の政治情勢や地政学リスクへの警戒感が高まったことで、平成29年4月には日経平均株価が一時1万8千円台半ばまで下落しましたが、その後は落ち着きを取り戻し、期の後半は世界的な景気拡大や企業業績への期待等を背景に、平成30年1月には約26年ぶりに2万4千円を上回るなど、上昇基調で推移しました。この間、為替相場は、期初の1ドル=111円台から、期の後半にかけて円高が進行し、期末には1ドル=106円台となりました。

〈事業の経過及び成果〉

このような金融経済環境のもとで、当行は、株主・お取引先の皆さまのご支援のもと役職員が一体となって事業活動の推進に努めてまいりました。

〈東日本大震災の影響を踏まえた対応等〉

東日本大震災による甚大な被害を踏まえ、当行は、地域と共にある金融機関として、地域社会・経済の復興や発展に貢献するため、金融サービスの安定的な提供と継続的な金融仲介機能の発揮に努めてまいりました。

被災された事業者のお客さまへの対応としましては、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」や「復興特区支援利子補給金」をはじめとする、国や自

治体の支援策などを活用し、事業の再開や設備の復旧に向けた資金需要に積極的にお応えしましたほか、ビジネスマッチングなどの本業支援等を通じて、お客さまの販路の開拓・拡大などの経営課題の解決に向けた取組みを継続しました。

このほか、震災の影響により事業の継続やお借入れのご返済に支障をきたしているお取引先を支援するため、お取引先の状況等を踏まえ、お借入れ条件の変更に応じるなど弾力的な対応を継続してまいりました。特に、いわゆる二重ローン問題への対応につきましては、事業者のお客さまに対しまして、必要に応じて株式会社東日本大震災事業者再生支援機構や宮城産業復興機構をはじめとする外部機関等を活用しましたほか、本部に常駐する外部専門家等と連携し、経営改善や事業再生支援に向けたコンサルティング機能の発揮に取り組みました。また、個人のお客さまに対しましては、「個人版私的整理ガイドライン」のメリットや効果等の周知に努めてまいりましたほか、新たな住宅建築を積極的に支援するため、防災集団移転促進事業の対象となるお客さま向けの専用住宅ローン「七十七震災復興支援住宅ローン（集団移転・借地型）」の積極的な活用を図りました。

（主要な事業施策等）

- イ. 十分な応接スペースと駐車場を確保するなど、お客さまにより快適に利用いただくため、福島県内の相馬支店および平支店をリニューアルしましたほか、将監支店および利府支店を近隣に移転しました。また、地域金融機関、地域の一員として、引続き震災からの復興の一端を担うべく、女川駅前エリアに女川支店を移転しました。さらに、お客さまの利便性向上を図るため、コンビニATMの利用可能時間を延長し24時間としましたほか、店舗外現金自動設備を8か所新設しました。その結果、平成30年3月末現在の店舗数は、出張所を含めて142か店、店舗外現金自動設備は267か所となりました。
 - ロ. 本部と営業店の連携体制を強化するため、営業統轄部に「支店統轄課」を新設しました。また、個人のお客さまに対する営業推進体制全般を強化するため、「個人ダイレクト推進部」を新設し、住宅融資部を取り込むとともに、「個人ダイレクト推進課」を新設し、営業統轄部チャンネル戦略室を統合しました。さらに、当行のネットワークから得た情報をコーディネートし、お客さまのニーズにより一層合致した提案や支援を行うため、地域開発部に「情報開発課」を新設しました。
 - ハ. 多様化するお客さまの資産運用ニーズにお応えするため、株式等の専門性の高い金融商品・サービスを提供する新たな会社として設立した「七十七証券株式会社」の営業を開始しました。そのほか、当行グループにおける経営の効率化および経営資源の有効活用を目的として、100%子会社である七十七ビジネスサービス株式会社と七十七事務代行株式会社を平成30年3月31日付で解散しました。
- 二. コーポレートガバナンスの更なる充実を通じて企業価値の向上に取り組むことを目的として監査等委員会設置会社へ移行しました。また、取締役等を対象に、取締役等の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、当行の中長

期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高める観点から「業績連動型株式報酬制度」を導入しました。

ホ. 地域企業の更なる成長を支援し、震災からの創造的復興に取り組む東北地域の経済活性化に貢献することを目的に、国立大学法人東北大学ならびに株式会社東京証券取引所と、資本市場の活用等によるベンチャー企業および地域企業の成長支援や起業家人材育成の推進等に関する連携協定を締結しました。

ヘ. お客さまの利便性向上を図るため、窓口へ来店せずに自宅などで好きな時間に、預金口座の残高照会や、車購入・旅行などの目的を設定して楽しく貯蓄ができる目的別預金等のサービスが利用可能となる「七十七銀行アプリ」の取扱いを開始しました。また、コミュニケーションアプリ「LINE」を通じて、ユーザー間での送金や、提携サービス・店舗での決済を行うことができるモバイル送金・決済サービス「LINE Pay」へ当行普通預金口座から即時チャージが可能となるサービスの取扱いを開始しました。さらに、お客さまとの接点を拡大し、当行や地元に着用をいただけるような情報を発信することを目的に、ソーシャル・ネットワーキング・サービス「Facebook」および「LINE@」の取扱いを開始しました。

ト. ITを活用した本部業務の効率化により生産性向上を図るため、ロボティック・プロセス・オートメーション、いわゆるRPAのソフトウェアを活用し、業務自動化への取組みを開始しました。

(当期の業績)

当期の業績は、次のようになりました。

預 金 (譲渡性預金を含む)

預金(譲渡性預金を含む)は、公金預金は減少したものの、個人預金および法人預金が増加しました結果、1,430億円増加し、期末残高は7兆9,643億円となりました。なお、預金と国債等公共債・投資信託等の預り資産を合わせた期末残高は1,002億円増加し、8兆5,050億円となりました。

貸 出 金

貸出金は、地元中小企業向け貸出および個人向けの消費者ローンを中心に増強に努めました結果、1,768億円増加し、期末残高は4兆6,271億円となりました。

有価証券

有価証券は、国債を中心に1,166億円減少し、期末残高は3兆1,260億円となりました。

内国為替取扱高

内国為替取扱高は、2,539億円減少し、48兆5,829億円となりました。

外国為替取扱高

外国為替取扱高は、20億29百万ドル増加し、49億56百万ドルとなりました。

収益状況

収益状況は、厳しい経営環境のなか、資金運用・調達の効率化および経費の節減に努めました結果、経常利益は233億52百万円、当期純利益は167億54百万円となりました。

なお、連結業績につきましては、経常利益は257億49百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は183億14百万円となりました。

〈当行が対処すべき課題〉

金融機関は、少子高齢化・人口減少等の構造的課題や、マイナス金利政策等を背景とした「収益性の低下」という課題に加え、異業種・F i n T e c h企業の金融分野への参入による「収益機会の減少」という新たな脅威にも直面しております。こうした状況下、各金融機関において、様々な経営課題等の克服に資する「持続可能なビジネスモデル」の構築が喫緊の課題となっております。

当行においても、仙台圏への攻勢を強めている他金融機関や異業種・F i n T e c h企業との差別化を図り、真にお客さまから支持される銀行になるとともに、より一層強固な経営基盤を確立する必要があります。

こうした課題に積極的に対処するため、当行は、平成30年4月より期間を3年とする中期経営計画『『For The Customer & For The Future』～ベスト・コンサルティングバンク・プロジェクト～』をスタートさせました。本計画では、目指す銀行像を「お客さまのニーズに最適なソリューションでお応えする『ベスト・コンサルティングバンク』」と定め、「成長戦略」、「地域経済活性化戦略」、「生産性向上戦略」および「ガバナンス戦略」の4つの重点戦略への取組みを通じて、お客さまのニーズ・課題を把握し、最適なソリューションを提供する「コンサルティング」により、お客さまの満足度および当行に対する信頼度をより一層高め、収益力の向上ならびに従業員満足度の向上を実現することを目指しております。

このほか、コンプライアンスに対する全役職員の意識啓蒙やコーポレート・ガバナンス体制の強化にも、より一層積極的に取り組み、株主の皆さま方、地域のお客さまから期待される役割を發揮できるよう、役職員一同取り組んでまいり所存であります。

株主の皆さま方には、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預 金	71,953	73,259	73,642	74,730
定期性預金	25,220	24,929	23,946	23,390
その他	46,733	48,329	49,695	51,339
貸 出 金	42,276	43,578	44,503	46,271
個人向け	8,859	9,316	10,124	10,965
中小企業向け	14,120	15,194	16,452	17,514
その他	19,295	19,067	17,926	17,791
商品有価証券	113	280	207	249
有 価 証 券	36,836	34,789	32,426	31,260
国 債	20,033	15,609	12,255	9,885
その他	16,803	19,179	20,170	21,375
総 資 産	85,597	85,700	86,336	87,014
内国為替取扱高	521,592	511,013	488,368	485,829
外国為替取扱高	百万ドル 2,886	百万ドル 2,409	百万ドル 2,927	百万ドル 4,956
経 常 利 益	百万円 30,463	百万円 24,342	百万円 21,629	百万円 23,352
当 期 純 利 益	百万円 16,876	百万円 15,662	百万円 16,627	百万円 16,754
1株当たり当期純利益	45円09銭	41円85銭	222円49銭	225円84銭

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

3. 平成29年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。平成28年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算出しております。

4. 平成29年度より、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度を導入し、役員報酬BIP信託が保有する当行株式を計算書類において株主資本における自己株式として計上しております。役員報酬BIP信託が保有する当行株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収益	1,129	1,160	1,066	1,131
経常利益	328	275	237	257
親会社株主に帰属する当期純利益	170	158	161	183
包括利益	793	△ 164	250	264
純資産額	4,720	4,523	4,681	4,907
総資産	85,884	85,985	86,493	87,180

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	2,822人	2,774人
平均年齢	38年 2月	38年 7月
平均勤続年数	15年 9月	16年 3月
平均給与月額	422千円	431千円

注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。

3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当年度末	前年度末
宮城県	127店 (うち出張所 5)	127店 (うち出張所 5)
福島県	6 (-)	6 (-)
岩手県	2 (-)	2 (-)
山形県	1 (-)	1 (-)
秋田県	1 (-)	1 (-)
東京都	2 (-)	2 (-)
愛知県	1 (-)	1 (-)
大阪府	1 (-)	1 (-)
北海道	1 (-)	1 (-)
合計	142 (5)	142 (5)

注. 上記のほか、当年度末において、法人営業所2か所(前年度末2か所)、駐在員事務所2か所(前年度末2か所)、店舗外現金自動設備を267か所(前年度末259か所)設置しております。

また、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を22,668か所(うち宮城県内477か所)、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を12,894か所(うち宮城県内262か所)、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を12,783か所(うち宮城県内237か所)それぞれ設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

注. 上記のほか、当年度中において、次の店舗外現金自動設備を設置しました。

エスパル 仙台東館 (仙台市青葉区)
ウジェスーパー南三陸店 (宮城県本吉郡)
食品館イトー泉松森店 (仙台市泉区)
C O ・ O P 錦町店 (仙台市青葉区)
仙台空港鉄道杜せきのした駅 (宮城県名取市)
ヨークベニマル茂庭店 (仙台市太白区)
ヨークベニマル富沢西店 (仙台市太白区)
ベネシアンホテル白石蔵王 (宮城県白石市)

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ニ. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,780
---------	-------

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店舗の新築	1,409

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

当行は、親会社を有しておりません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
七十七リース株式会社	仙台市青葉区本町二丁目15番1号	機械、器具、車輛等の賃貸借および売買	昭和49.11.25	百万円100	%100.00	—
七十七信用保証株式会社	仙台市青葉区木町通二丁目1番12号	信用保証ならびに信用調査業務	昭和53.10.2	30	100.00	—
七十七ビジネスサービス株式会社	仙台市青葉区木町通二丁目1番12号	現金等の精査整理 収納割符等の整理集計	昭和55.1.14	20	100.00	—
七十七コンピューターサービス株式会社	仙台市泉区明通二丁目10番1	電子計算機等による計算業務の受託	昭和57.1.29	20	100.00	—
株式会社七十七カード	仙台市宮城野区榴岡二丁目4番22号	クレジットカード業務 金銭の貸付	昭和58.2.22	64	100.00	—
七十七事務代行株式会社	仙台市青葉区木町通二丁目1番12号	担保不動産の調査 債権書類の保管業務 事務等受託業務	昭和62.3.3	30	100.00	—
七十七証券株式会社	仙台市青葉区中央一丁目7番5号	金融商品取引業務	平成28.7.27	3,000	100.00	—

注1. 上記の重要な子会社等7社を連結対象子会社としております。なお、持分法適用会社は該当ありません。

2. 七十七ビジネスサービス株式会社と七十七事務代行株式会社は平成30年3月31日付で解散し、現在清算手続き中であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
7. 株式会社横浜銀行、株式会社北陸銀行および株式会社北海道銀行との間で、勘定系等の基幹系システム（名称「MEJAR（メジャー）」）の共同利用を行っております。また、株式会社東日本銀行を新たに加え、5行によるシステム共同利用を行うことで、平成28年11月に基本契約を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の内訳

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
鎌田 宏	(代表取締役) 取締役会長	・ 仙台商工会議所会頭 ・ 東洋刃物株式会社 社外取締役(監査等委員)	
氏家 照彦	(代表取締役) 取締役頭取 監査部担当	・ 東北特殊鋼株式会社 社外監査役	
小林 英文	(代表取締役) 取締役副頭取 秘書室、コンプライアンス統轄部、 人事部、東京事務所担当		
五十嵐 信	専務取締役 総合企画部、リスク統轄部担当		
高橋 猛	常務取締役 地域開発部、審査部、 資金証券部担当		
津田 政克	常務取締役 営業統轄部、営業渉外部、 市場国際部担当		
誉田 敏三	常務取締役		
菅原 亨	常務取締役 個人ダイレクト推進部、総務部、 事務統轄部、システム部担当		
鈴木 広一	取締役 執行役員 卸町支店長		
志藤 敦	取締役 執行役員 本店営業部長		
小野寺 芳一	取締役 執行役員 石巻支店長兼湊支店長		
菊地 健二	取締役 執行役員 監査部長		
杉田 正博	取締役 (社外取締役)	・ 株式会社堀場製作所 社外取締役	
中村 健	取締役 (社外取締役)	・ 弁護士 ・ 株式会社高速 社外取締役(監査等委員)	
永山 勝教	取締役 監査等委員 常勤監査等委員	・ 株式会社カルラ 社外監査役	
中村 修治	取締役 監査等委員 常勤監査等委員		
鈴木 敏夫	取締役 監査等委員 (社外取締役)		
山浦 正井	取締役 監査等委員 (社外取締役)		
若生 正博	取締役 監査等委員 (社外取締役)		

注1. 当行は、平成29年6月29日開催の第133回定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

2. 当行は、常勤監査等委員を2名選定しております。常勤監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、執行部門からの定期的な報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

3. 当行は、取締役杉田正博氏、取締役中村健氏、取締役監査等委員鈴木敏夫氏、取締役監査等委員山浦正井氏および取締役監査等委員若生正博氏を、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 当行は、コンサルティング力の強化に向けた営業推進部門の体制強化を図ることを目的として、平成30年4月1日付で本部組織の改正を行い、営業渉外部をコンサルティング営業部に名称変更しております。

(参考) 当行は、執行役員制度を採用しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
目黒 康達	執行役員 東京支店長
田畑 卓治	執行役員 審査部長
中島 芳樹	執行役員 名掛丁支店長
須田 浩幸	執行役員 営業統轄部長
小林 淳	執行役員 総合企画部長

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 役員報酬の決定方針および決定方法

当行は、平成29年6月29日開催の第133回定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、役員報酬の決定方針および決定方法を次のとおり定めております。

- ① 当行の役員報酬については、株主総会の決議により年間の報酬限度額を定め、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬限度額については、定時定額報酬である「基本報酬」として年額270百万円（うち社外取締役分は15百万円）、「業績連動報酬」として年額90百万円、また、監査等委員である取締役に対する報酬限度額については、定時定額報酬である「基本報酬」として年額80百万円としております。

また、業務執行取締役についてはこの報酬限度額とは別枠にて、業績連動型株式報酬制度に基づき、当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭の交付および給付を行うことを株主総会で決議しております。

- ② 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の報酬等は、当行の中長期的な業績向上と企業価値向上への意欲を高める観点から、定時定額報酬である「基本報酬」、当期純利益に連動する「業績連動報酬」、株式価値との連動性を有する「株式報酬」の3つで構成しております。また、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、経営監督機能の強化を図る観点から、業績連動性のある報酬とはせず、定時定額報酬である「基本報酬」のみとしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、透明性および公平性を高めるため、コーポレートガバナンス委員会による審議・答申を踏まえ、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会において決定いたしております。

- ③ 監査等委員である取締役の報酬は、独立性を高め、企業統治の一層の強化を図る観点から、定時定額報酬である「基本報酬」のみとしております。報酬の決定に際しては、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議において決定いたしております。

ロ. 役員区分ごとの報酬等の総額 (単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く)	16	(202) 481
取 締 役 (監 査 等 委 員)	5	(-) 44
監 査 役	4	(-) 13
計	25	(202) 539

- 注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
- 支給人数には、平成29年6月29日開催の第133回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役4名を含んでおります。
 - 当行は、平成29年6月29日開催の第133回定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行（以下、「本移行」という。）しており、監査役の支給人数および報酬等は本移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）の支給人数および報酬等は本移行後の期間に係るものであります。
 - 当行は、平成29年6月29日開催の第133回定時株主総会の決議に基づき、株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。上記の報酬等の額には、本制度に基づき当事業年度中に付与された株式交付ポイントに係る費用計上額が含まれております。
 なお、当行は、平成29年8月17日付で、過去に割当を受けた未行使の株式報酬型ストックオプションを保有する者を対象に、本制度への移行を行い、当該ストックオプションの目的となる株式の数に相当する株式交付ポイント（総数1,373,500株相当（株式併合前））を当該ストックオプションからの移行分として付与しております。当該移行分の株式交付ポイントは、移行前のストックオプションと同じく基本的に退任後に初めて当行株式等の交付等が行われるものであり、また、移行前のストックオプションの報酬額の開示が行われているため、上記の報酬等の額に含んでおりません。
 - 上記の報酬等の額には、当事業年度に係る業績連動報酬73百万円、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権29百万円および株式報酬99百万円を含めており、これらの額を括弧内に内書きしております。
 - 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬が61百万円（使用人分給与51百万円、使用人分賞与10百万円）あります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
杉 田 正 博 (社 外 取 締 役)	会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。
中 村 健 (社 外 取 締 役)	
鈴 木 敏 夫 (社 外 取 締 役) (監 査 等 委 員)	
山 浦 正 井 (社 外 取 締 役) (監 査 等 委 員)	
若 生 正 博 (社 外 取 締 役) (監 査 等 委 員)	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
杉 田 正 博 (社 外 取 締 役)	株式会社堀場製作所社外取締役 当行と同社との取引はありません。
中 村 健 (社 外 取 締 役)	株式会社高速社外取締役 (監査等委員) 当行は同社と貸出金等の取引があります。
鈴 木 敏 夫 (社 外 取 締 役) (監 査 等 委 員)	該当ありません。
山 浦 正 井 (社 外 取 締 役) (監 査 等 委 員)	該当ありません。
若 生 正 博 (社 外 取 締 役) (監 査 等 委 員)	該当ありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
杉田 正博 (社外取締役)	4年9月	当期開催の取締役会13回のうちの12回に出席しております。	金融面における豊富な専門知識と実務経験を活かし、取締役会において必要な発言を適宜行っております。
中村 健 (社外取締役)	2年9月	当期開催の取締役会13回のすべてに出席しております。	長年の弁護士としての豊富な専門知識と実務経験を活かし、取締役会において必要な発言を適宜行っております。
鈴木 敏夫 (社外取締役) (監査等委員)	0年9月	取締役または監査役として当期開催の取締役会13回のすべてに出席し、当期開催の監査役会4回および監査等委員会12回のすべてに出席しております。	地方銀行の社外監査役としての実務経験や、公益事業を担う上場企業の実務経験および監査役に携わった豊富な経験を活かし、取締役会、監査役会および監査等委員会において必要な発言を適宜行っております。
山浦 正井 (社外取締役) (監査等委員)	0年9月	取締役または監査役として当期開催の取締役会13回のすべてに出席し、当期開催の監査役会4回および監査等委員会12回のすべてに出席しております。	地方行政に長く携わった豊富な経験と直接企業の経営に關与した経験を活かし、取締役会、監査役会および監査等委員会において必要な発言を適宜行っております。
若生 正博 (社外取締役) (監査等委員)	0年9月	平成29年6月の就任以降に開催された取締役会11回のすべてに出席し、当期開催の監査等委員会12回のすべてに出席しております。	地方行政に長く携わった豊富な経験を活かし、取締役会および監査等委員会において必要な発言を適宜行っております。

注. 当行は、平成29年6月29日開催の第133回定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等の報酬等
報酬等の合計	5	23	—

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

上記(1)から(3)の記載内容に対する意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 268,800 千株
発行済株式の総数 76,655 千株

注1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 平成29年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。

- (2) 当年度末株主数 11,306 名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
明治安田生命保険相互会社	3,785 千株	5.06 %
日本生命保険相互会社	3,086	4.12
住友生命保険相互会社	3,082	4.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,842	3.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,696	3.60
第一生命保険株式会社	2,455	3.28
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,775	2.37
東北電力株式会社	1,695	2.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,612	2.15
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,545	2.06

注1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 持株比率は持株数を発行済株式数（自己株式を除く。）で除して算出しております。

4. 当行は平成30年3月31日現在、自己株式を1,899千株保有しており、上記大株主から除外しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ありません。

注. 平成29年6月29日開催の第133回定時株主総会において、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議しており、平成29年8月17日付で、過去に割当を受けた未行使の株式報酬型ストックオプションを保有する者を対象に、本制度への移行が行われております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ	67	
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 菅 博 雄		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小 暮 和 敏		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 木 村 大 輔		

- 注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 報酬等には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 会計監査人に対し、当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭の合計額は、81百万円であります。
5. 監査等委員会は、会計監査人の過年度の監査計画と実績の状況および監査時間や監査報酬の推移を確認するとともに、当事業年度の監査計画の適切性および報酬見積りの算出根拠等を検証した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

当行と会計監査人との間では、責任限定契約はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- ・ 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により当該会計監査人を解任いたします。
- ・ 会計監査人の職務の遂行状況等を総合的に勘案し、当行の会計監査人としての職務を適切に遂行することが不十分と認められる場合は、監査等委員会の決議により当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制

当行は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制基本方針を定めております。

(1) 当行の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当行は、法令等遵守にかかる基本的考え方、基本方針について定めた法令等遵守方針に基づき、法令等を遵守する。
- ロ. 当行は、法令等遵守態勢の整備・強化を図るための組織として、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会、その下部機関としてのコンプライアンス部会を置くとともに、部店毎にコンプライアンス推進委員会を置く。また、法令

等遵守の統轄部署としてコンプライアンス統轄部を置く。

- ハ. 当行は、頭取を法令遵守担当役員とするとともに、法令等遵守の統轄部署に法令遵守統轄者および統轄コンプライアンス・オフィサー、各部店にコンプライアンス・オフィサーもしくは法令遵守連絡担当者を置く。
- ニ. 取締役会は、年度毎に「法令等遵守に係わる実践計画」を決議するとともに、実践計画の進捗状況および達成状況等の報告を受ける。
- ホ. 当行は、役職員がコンプライアンス違反または違反の疑いが強い行為を発見した場合の通報の手段として、専用電話等を設置・運営する。
- ヘ. 監査等委員は、取締役による法令もしくは定款に違反する行為を発見したとき、またはそのおそれがあると認めたときは取締役会に報告するなど、適切な措置を講じる。
- ト. 当行は、反社会的勢力への対応にかかる基本方針等について定めた反社会的勢力への対応方針に基づき、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行う。
- チ. 当行は、子会社との間で取引を行うにあたって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の取引条件にて行う。
- リ. 当行は、財務報告にかかる内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行は、情報資産の具体的な管理基準を定めたセキュリティスタンダード等に基づき、取締役会議事録のほか、取締役の職務執行にかかる文書を保管および管理する。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当行は、リスクの種類、リスク管理の内容、リスク管理にかかる取締役会・各部署の役割等について定めたリスク管理基本方針に基づき、適切なリスク管理を行う。
- ロ. 当行は、統合的リスク管理を行う部署として、リスク統轄部を置く。
- ハ. 当行は、災害等発生時の基本的行動指針、対応体制等の重要事項について定めた災害等緊急時対応プラン等に基づき、緊急事態発生時においても適切に対処する。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当行は、毎月および必要に応じて取締役会を開催するとともに、取締役会の委任を受けた範囲において、常務会にて重要事項の協議を行う。
- ロ. 取締役会は、全行的な目標として策定する経営計画および予算等について決議するとともに、その進捗状況について報告を受ける。
- ハ. 取締役は、組織規定に定めた職務権限等に基づき、職務を執行する。
- ニ. 当行は、執行役員制度により、経営の意思決定・監督機能と、業務執行機能を分離し、各機能の強化・迅速化を図る。

(5) 次に掲げる体制その他の当行及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当行子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

- ① 当行は、子会社との間に予め定める事項につき協議・報告を受け、総合企画部を統轄部署として子会社の管理・指導を行う。
- ② 当行は、子会社と定期的にもしくは必要に応じ会議を開催し、情報の共有化を通じて管理および連携を強化する。

ロ. 当行子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 各種リスクの管理にあたっては、リスク管理等に関し、子会社各社が当行の制定する内容に則り制定する諸規定および各社の事業内容に応じ制定する諸規定に従い、各社毎に管理させる。
- ② 当行のリスク管理部署は、「リスク管理の基本方針」に基づき、子会社各社の業況等を把握することにより、グループ一体としてのリスク管理を行う。
- ③ 当行は、災害等発生時の基本的行動指針、対応体制等の重要事項について定めた子会社各社の災害等緊急時対応プラン等に基づき、緊急事態発生時においても子会社に適切に対処させる。

ハ. 当行子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行は、当行の経営方針を子会社に周知徹底し、法令等に抵触しない範囲内で、子会社の業務運営に反映させるとともに、子会社の業務運営状況を把握する。

ニ. 当行子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当行は、子会社に対し、当行が制定する内容に則り、コンプライアンス、リスク管理等に関する諸規定を制定させ、これを遵守させる。
- ② 当行は、子会社の事業等の健全性を維持するため、別途締結する契約に基づく委託を受け、監査部にて業務運営状況の監査を行う。
- ③ 当行は、子会社の財務報告にかかる内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

(6) 当行の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査部に監査等委員会の職務を補助する専任の使用人を置き、その使用人は監査等委員会の指示に従い、その職務を行う。

(7) 前号の使用人の当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人にかかる考課、異動等、人事に関する事項の決定については、監査等委員会の事前の同意を得る。

(8) 当行の監査等委員会の第6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は、専ら監査等委員会の指揮命令に従う。

(9) 次に掲げる体制その他の当行の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が当行の監査等委員会に報告をするための体制

① 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人は、取締役会その他監査等委員の出席する重要な会議において、随時その職務の執行状況の報告を行う。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人は、当行もしくは子会社等に著しい損害を及ぼす事実等、当行に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査等委員会に報告を行う。

ロ. 当行子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制

① 当行は、子会社との間で別途締結する監査契約に基づく監査を通じて、子会社各社の資産自己査定の実施状況等を含む業務運営状況について、子会社各社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者から適宜報告を受ける。当行は、当該報告を受けた場合、その内容について、取締役会その他監査等委員の出席する重要な会議において、報告を行う。

② 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行もしくは子会社等に著しい損害を及ぼす事実等、当行に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査等委員会に報告を行う。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 監査等委員会への報告者、調査に協力した者および被報告者のプライバシーを保護する。

ロ. 監査等委員会に報告をしたことを理由とした、報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。

(11) 当行の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ. 当行は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に限る）について、当行に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

ロ. 当行は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(12) その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査等委員は、監査等委員会規定および監査等委員会監査等基準に基づく、代表取締役との定期的会合、取締役会その他重要な会議への出席、および内部監査部門・会計監査人等との関係を通じ、監査を実効的に行う。
- ロ. 監査等委員会は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に対して説明を求められることができる。
- ハ. 監査等委員会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用する。

8. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を7回、その下部機関であるコンプライアンス部会を12回それぞれ開催し、法令等遵守体制の整備・強化を図るとともに、役職員に対する法令等遵守の徹底を図るために部店毎設置しているコンプライアンス推進委員会を毎月1回以上の頻度で開催しました。

また、役職員がコンプライアンス違反または違反の疑いが強い行為を発見した場合の通報の手段として専用電話等を設置・運営し、行内における報告体制の整備を図っております。

(2) リスク管理体制

リスクの種類、リスク管理の内容、リスク管理にかかる取締役会・各部署の役割等について定めたリスク管理基本方針に基づき、各リスクのリスク管理部署は、各リスクの状況等について分析・評価を行い、常務会および役員部長連絡会で報告しました。

また、災害等発生時の基本的行動指針、対応体制等の重要事項について定めた災害等緊急時対応プラン等に基づき、災害対策および業務継続にかかる訓練を実施しました。

(3) 取締役の職務執行体制

- イ. 取締役は、組織規定に定めた職務権限等に基づき職務を執行したほか、職務の執行状況について、取締役会、常務会および役員部長連絡会等で報告しました。
- ロ. 取締役会を13回開催したほか、取締役会の委任を受けた範囲において重要事項の協議を行う常務会を36回開催しました。
- ハ. 執行役員は、取締役会の決議により委任された業務について、組織規定に定めた職務権限等に基づき執行しました。

ニ. 取締役の職務執行にかかる文書については、セキュリティスタンダード等に基づき、保管および管理しております。

(4) グループ会社の管理体制

頭取と子会社の社長が出席する会議を2回開催し、情報の共有化を通じて管理および連携の強化を図ったほか、子会社との間に予め定める事項について、都度協議・報告を受け、総合企画部を統轄部署として子会社の管理・指導を行いました。

また、子会社の事業等の健全性を維持するため、監査部にて業務運営状況の監査を実施しました。

(5) 監査等委員会の職務執行体制

イ. 監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行を監査するため、取締役会のほか常務会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。

ロ. 監査等委員会は、代表取締役との定期的会合を2回開催（別途、監査等委員会設置会社移行前は1回開催）し、意見交換・意見表明を行いました。また、会計監査人との会合を6回開催（別途、監査等委員会設置会社移行前は1回開催）し、会計に関する情報等の意見交換を行いました。

ハ. 監査等委員会の職務を補助する専任の使用人を1名増員し、2名配置しております。

第134期末（平成30年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	705,553	預 金	7,473,032
現金	58,503	当座預金	202,532
預け金	647,049	普通預金	4,671,024
コ ー ル	530	貯蓄預金	130,545
買入金	4,895	通知預金	15,002
商 品 有 価 値 証 券	24,975	定期預金	2,322,948
商 品 国 債 債 権	567	定期積金	16,107
商 品 地 方 債 権	7,407	その他の預金	114,872
その他の商品有価証券	17,000	譲渡性預金	491,270
金 銭 の 信 託	170,985	コ ー ル マ ネ ー	14,342
有 価 値 証 券	3,126,044	債券貸借取引受入担保金	12,886
国 債 債 権	988,521	借 用 金	107,112
地 方 債 権	381,867	借 入 金	107,112
社 債 債 権	960,182	外 国 為 替	113
株 式 債 権	159,549	売 渡 外 国 為 替	62
そ の 他 の 証 券	635,924	未 払 外 国 為 替	50
貸 出 金 形	4,627,118	そ の 他 負 債	33,986
割 引 手 形 付 手 貸 付	11,149	未 決 済 為 替 借 借	201
手 証 書 貸 付	143,298	未 払 法 人 税 等	1,162
当 座 貸 付	3,928,493	未 払 費 用	4,112
外 国 為 替	544,177	前 受 収 益	1,268
外 国 他 店 預 け	5,956	給 付 補 填 備 金	3
取 立 外 国 為 替	5,931	金 融 派 生 商 品	2,839
そ の 他 資 産	24	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	2,997
未 決 済 為 替 貸 付	28,255	リ ー ス 債 務	90
前 払 費 用	10	資 産 除 去 債 務	678
未 収 収 益	28	そ の 他 の 負 債	20,632
金 融 派 生 商 品	5,771	役 員 賞 与 引 当 金	73
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	2,746	退 職 給 付 引 当 金	24,404
そ の 他 の 資 産	2,130	株 式 給 付 引 当 金	876
有 形 固 定 資 産	17,569	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	455
建 物	34,695	偶 発 損 失 引 当 金	695
土 地	9,720	繰 延 税 金 負 債	30,541
リ ー ス 資 産	19,873	支 払 承 諾	29,060
建 設 仮 勘 定	87	負 債 の 部 合 計	8,218,851
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	534	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	4,478	資 本 金	24,658
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	269	資 本 準 備 金	8,937
支 払 承 諾 見 返	29,060	そ の 他 資 本 剰 余 金	7,835
貸 倒 引 当 金	△ 56,867	利 益 剰 余 金	1,102
		利 益 準 備 金	329,205
		そ の 他 利 益 剰 余 金	24,658
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	304,546
		別 途 積 立 金	754
		繰 越 利 益 剰 余 金	285,305
		自 己 株 式	18,487
		株 主 資 本 合 計	△ 5,818
		そ の 他 有 価 値 証 券 評 価 差 額 金	356,983
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	127,111
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 1,473
		純 資 産 の 部 合 計	125,638
			482,622
資 産 の 部 合 計	8,701,473	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	8,701,473

第134期 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		101,581
資金運用収益	72,693	
貸出金利息	41,398	
有価証券利息配当金	31,076	
コールローン利息	11	
預け金利息	125	
その他の受入利息	81	
役務取引等収益	16,140	
受入為替手数料	6,875	
その他の役務収益	9,265	
その他業務収益	859	
商品有価証券売買益	6	
国債等債券売却益	196	
金融派生商品収益	656	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	11,888	
貸倒引当金戻入益	2,727	
株式等売却益	2,833	
金銭の信託運用益	4,044	
その他の経常収益	2,282	
経常費用		78,228
資金調達費用	3,125	
預金利息	1,400	
譲渡性預金利息	112	
コールマネー利息	440	
債券貸借取引支払利息	329	
借入金利息	0	
金利スワップ支払利息	833	
その他の支払利息	7	
役務取引等費用	6,867	
支払為替手数料	1,935	
その他の役務費用	4,931	
その他業務費用	12,053	
外国為替売買損	3,670	
国債等債券売却損	728	
国債等債券償還損	7,555	
国債等債券償却	99	
営業経常費用	55,068	
その他経常費用	1,113	
株式等売却損	152	
株式等償却	20	
その他の経常費用	940	
経常利益		23,352
特別利益		-
特別損失		709
減損損失	709	
税引前当期純利益		22,642
法人税、住民税及び事業税	3,770	
法人税等調整額	2,117	
法人税等合計		5,888
当期純利益		16,754

(平成30年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	705,563	預 金	7,464,530
コールローン及び買入手形	530	譲 渡 性 預 金	481,570
買入金銭債権	4,895	コールマネー及び売渡手形	14,342
商品有価証券	24,975	債券貸借取引受入担保金	12,886
金銭の信託	170,985	借 用 金	111,704
有 価 証 券	3,121,890	外 国 為 替	113
貸 出 金	4,621,062	そ の 他 負 債	49,130
外 国 為 替	5,956	役員賞与引当金	92
リース債権及びリース投資資産	16,124	退職給付に係る負債	33,749
そ の 他 資 産	43,260	役員退職慰労引当金	52
有形固定資産	35,128	株式給付引当金	876
建 物	9,747	睡眠預金払戻損失引当金	455
土 地	19,873	偶発損失引当金	695
リ ー ス 資 産	86	特別法上の引当金	0
建設仮勘定	534	繰延税金負債	28,100
その他の有形固定資産	4,886	支 払 承 諾	29,060
無形固定資産	341	負債の部合計	8,227,360
ソフトウェア	66	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	274	資 本 金	24,658
繰延税金資産	859	資 本 剰 余 金	20,517
支払承諾見返	29,060	利 益 剰 余 金	332,619
貸倒引当金	△ 62,537	自 己 株 式	△ 6,658
		株 主 資 本 合 計	371,137
		その他有価証券評価差額金	127,283
		繰延ヘッジ損益	△ 1,473
		退職給付に係る調整累計額	△ 6,209
		その他の包括利益累計額合計	119,600
		純資産の部合計	490,737
資産の部合計	8,718,097	負債及び純資産の部合計	8,718,097

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで) **連結損益計算書**

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		113,180
資 金 運 用 収 益	72,787	
貸 出 金 利 息	41,491	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	31,078	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	11	
預 け 金 利 息	125	
そ の 他 の 受 入 利 息	81	
役 務 取 引 等 収 益	17,128	
そ の 他 業 務 収 益	11,350	
そ の 他 経 常 収 益	11,913	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	2,945	
そ の 他 の 経 常 収 益	8,968	
経 常 費 用		87,430
資 金 調 達 費 用	3,143	
預 金 利 息	1,400	
譲 渡 性 預 金 利 息	111	
コ ー ル マ ー ン 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	440	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	329	
借 用 金 利 息	23	
そ の 他 の 支 払 利 息	837	
役 務 取 引 等 費 用	6,164	
そ の 他 業 務 費 用	19,220	
営 業 経 費	57,745	
そ の 他 経 常 費 用	1,156	
そ の 他 の 経 常 費 用	1,156	
経 常 利 益		25,749
特 別 利 益		-
特 別 損 失		709
減 損 損 失	709	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	0	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		25,039
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,280	
法 人 税 等 調 整 額	2,444	
法 人 税 等 合 計		6,725
当 期 純 利 益		18,314
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		18,314

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

株式会社 七 七 七 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 菅 博 雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 暮 和 敏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木 村 大 輔 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社七十七銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第134期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

株式会社 七 七 七 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 博 雄 ④

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 暮 和 敏 ④

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 大 輔 ④

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社七十七銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社七十七銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第134期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門等および内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

株式会社 七十七銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 永 山 勝 教 ㊟

常勤監査等委員 中 村 修 治 ㊟

監 査 等 委 員 鈴 木 敏 夫 ㊟

監 査 等 委 員 山 浦 正 井 ㊟

監 査 等 委 員 若 生 正 博 ㊟

(注) 1. 監査等委員 鈴木敏夫、山浦正井および若生正博は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

2. 当行は平成29年6月29日開催の第133回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたので、平成29年4月1日から平成29年6月28日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、銀行業としての公共的性格と経営の健全性維持等を考慮し、安定的な配当を継続することを基本方針としながら、経営体質強化のための内部留保にも意を用い、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金22円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,682,019,990円となります。

当行は、平成29年10月1日を効力発生日として、普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。平成29年9月30日を基準日とした中間配当（1株につき4円50銭）を株式併合実施後の株式数をもとに換算すると1株当たり22円50銭となりますので、これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株当たり45円に相当いたします。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 13,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 13,000,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（14名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、コーポレートガバナンスに関する基本方針に定める候補者の指名方針および指名手続等に従い、適切に指名されていることから、本議案にかかる特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> うじ いえ てる ひこ 氏 家 照 彦 (昭和21年8月29日生)	昭和44年4月 日本興業銀行入行 平成4年8月 同行関連事業部参事役 平成5年6月 当行取締役営業開発部長 平成7年6月 当行取締役営業推進部長 平成9年6月 当行取締役本店営業部長 平成10年6月 当行常務取締役本店営業部長 平成11年6月 当行常務取締役調査部長 平成12年3月 当行常務取締役 平成14年6月 当行専務取締役 平成17年6月 当行代表取締役副頭取 平成22年6月 当行代表取締役頭取 現在に至る (担当) 監査部 (重要な兼職の状況) 東北特殊鋼株式会社社外監査役	174,384 株
(取締役候補者とした理由) 長年の金融業務の経験と、平成5年6月取締役に就任し、平成17年6月以降、代表取締役として経営を担ってきた実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行 の株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> こ ばやし ひで ふみ 小林 英文 (昭和32年9月22日生)	昭和56年4月 当行入行 平成18年6月 当行資金証券部長 平成20年6月 当行総合企画部長 平成22年6月 当行取締役総合企画部長 平成25年6月 当行取締役本店営業部長 平成26年6月 当行常務取締役本店営業部長 平成27年6月 当行常務取締役 平成28年5月 当行常務取締役石巻支店長 兼湊支店長 平成28年6月 当行常務取締役 平成29年6月 当行代表取締役副頭取 現在に至る (担当) 秘書室、コンプライアンス統轄部、人事部、 東京事務所	4,700 株
(取締役候補者とした理由) 長年の金融業務の経験と、平成22年6月取締役に就任し、平成29年6月以降、代表取締役として経営を担ってきた実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者いたしました。			
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> い がらし まこと 五十嵐 信 (昭和32年3月18日生)	昭和55年4月 当行入行 平成12年9月 当行小名浜支店長 平成14年6月 当行芭蕉の辻支店長 平成16年6月 当行白石支店長 平成17年6月 当行総務部長 平成18年6月 当行人事部長 平成21年6月 当行取締役東京支店長 平成24年6月 当行取締役営業統轄部長 平成25年6月 当行常務取締役 平成29年6月 当行専務取締役 現在に至る (担当) 総合企画部、リスク統轄部	5,100 株
(取締役候補者とした理由) 営業店長、人事部長等を歴任後、平成21年6月取締役に就任。以降、特に企画部門等を統括し、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
4	<p>再任</p> <p>つだまさかつ 津田政克 (昭和31年7月3日生)</p>	<p>昭和56年4月 当行入行 平成15年3月 当行涌谷支店長 平成17年3月 当行名古屋支店長 平成19年6月 当行名掛丁支店長 平成21年6月 当行人事部長 平成23年6月 当行取締役人事部長 兼罹災者支援室長 平成26年6月 当行取締役執行役員人事部長 平成28年6月 当行常務取締役人事部長 平成29年6月 当行常務取締役 現在に至る</p> <p>(担当) 営業統轄部、コンサルティング営業部、 市場国際部</p>	3,600 株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>営業店長、人事部長を歴任後、平成23年6月取締役に就任。以降、特に営業推進部門等を統括し、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
5	<p>再任</p> <p>すがわらとおる 菅原亨 (昭和34年12月21日生)</p>	<p>昭和58年4月 当行入行 平成15年6月 当行扇町支店長 平成17年6月 当行北仙台支店長 平成18年6月 当行大阪支店長 平成20年6月 当行システム部副部長 平成21年6月 当行システム部長 平成25年6月 当行取締役システム部長 平成26年6月 当行取締役執行役員システム部長 平成29年6月 当行常務取締役 現在に至る</p> <p>(担当) 個人ダイレクト推進部、総務部、 事務統轄部、システム部</p>	3,300 株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>営業店長、システム部長等を歴任後、平成25年6月取締役に就任。以降、特にシステム部門等を統括し、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> すず き こう いち 鈴木 広一 (昭和37年2月26日生)	昭和59年4月 当行入行 平成17年3月 当行涌谷支店長 平成19年9月 当行増田支店長 平成21年6月 当行総務部長 平成25年6月 当行営業統轄部長 平成26年6月 当行執行役員営業統轄部長 平成27年6月 当行取締役執行役員卸町支店長 現在に至る	1,500株
	(取締役候補者とした理由) 営業店長、営業統轄部長等を歴任後、平成26年6月執行役員、平成27年6月取締役執行役員に就任。以降、卸町支店長として、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者としたしました。		
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> し とう あつし 志藤 敦 (昭和37年2月7日生)	昭和60年4月 当行入行 平成17年6月 当行秘書室長 平成20年6月 当行福島支店長 平成22年6月 当行泉支店長 平成24年6月 当行市場国際部長 平成26年6月 当行執行役員東京支店長 平成28年6月 当行取締役執行役員本店営業部長 現在に至る	3,300株
	(取締役候補者とした理由) 営業店長、市場国際部長等を歴任後、平成26年6月執行役員、平成28年6月取締役執行役員に就任。以降、本店営業部長として、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者としたしました。		
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> お の であら よし かず 小野寺 芳一 (昭和37年3月19日生)	昭和60年4月 当行入行 平成19年9月 当行八幡町支店長 平成21年3月 当行吉岡支店長 平成23年6月 当行事務管理部長 平成25年6月 当行総合企画部長 平成26年6月 当行執行役員総合企画部長 平成28年6月 当行取締役執行役員石巻支店長 兼湊支店長 現在に至る	1,700株
	(取締役候補者とした理由) 営業店長、総合企画部長等を歴任後、平成26年6月執行役員、平成28年6月取締役執行役員に就任。以降、石巻支店長兼湊支店長として、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者としたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
9	<p>再任 社外 独立</p> <p>すぎ た まさ ひろ 杉 田 正 博 (昭和19年10月20日生)</p>	<p>昭和42年 4月 日本銀行入行 平成 8年 5月 同行国際局長 平成10年 6月 日本輸出入銀行海外投資研究所長 平成11年 9月 日本銀行監事 平成15年12月 万有製菓株式会社 (現MSD株式会社) 常勤監査役 平成18年 6月 株式会社堀場製作所取締役 現在に至る 平成19年 6月 当行監査役 平成21年10月 万有製菓株式会社 (現MSD株式会社) 監査役 平成25年 6月 当行取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社堀場製作所社外取締役</p>	400 株
<p>(取締役候補者とした理由) 主に金融面における豊富な専門知識と実務経験を有していることから、当行の社外取締役として適任であると判断し、取締役候補者となりました。</p>			
10	<p>再任 社外 独立</p> <p>なか むら けん 中 村 健 (昭和23年 1月 7日生)</p>	<p>昭和49年 4月 弁護士登録(仙台弁護士会) 昭和52年 9月 中村健法律事務所開設 現在に至る 平成 8年 6月 株式会社高速監査役 平成16年11月 株式会社北洲監査役 現在に至る 平成19年 6月 当行監査役 平成25年 6月 株式会社高速取締役 平成27年 6月 当行取締役 現在に至る 平成28年 6月 株式会社高速取締役(監査等委員) 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 弁護士 株式会社高速社外取締役(監査等委員)</p>	1,500 株
<p>(取締役候補者とした理由) 長年の弁護士としての識見と経験を有していることから、当行の社外取締役として適任であると判断し、取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
11	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 新任 社外 独立 </div> おく やま え み こ 奥山 恵美子 (昭和26年6月23日生)	昭和50年4月 仙台市採用 平成21年8月 仙台市長	0株
(取締役候補者とした理由) 地方行政に長く携わった豊富な経験や幅広い識見から、当行の社外取締役として適任であると判断し、取締役候補者としていたしました。			

社外 会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者。

独立 東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員候補者。

- 注1. 各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
- 注2. 杉田正博氏、中村健氏、奥山恵美子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当行は、杉田正博氏、中村健氏を東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。また、奥山恵美子氏を、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。
- 注3. 杉田正博氏の当行の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年であり、中村健氏の当行の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。
- 注4. 杉田正博氏は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注5. 中村健氏および中村健法律事務所は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注6. 奥山恵美子氏は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注7. 奥山恵美子氏は、当行の取引先である仙台市の出身者であります。当行は仙台市に指定された指定金融機関であり、公金の収納、支払の事務を取扱うほか、預貸金等の取引を行っております。仙台市との取引は、その性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注8. 中村健氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験や幅広い識見を有していることから、当行の社外取締役に適任であり、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
- 注9. 奥山恵美子氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、地方行政に長く携わった豊富な経験や幅広い識見を有していることから、当行の社外取締役に適任であり、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
- 注10. 当行は、社外取締役候補者杉田正博氏、中村健氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しており、両氏の取締役選任が承認された場合、当行は両氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。
- また、社外取締役候補者奥山恵美子氏の取締役選任が承認された場合、当行は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額改定の件
当行の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬限度額については、平成29年6月29日開催の定時株主総会において、「基本報酬」として年額2億7千万円（うち、社外取締役分は1千5百万円）、「業績連動報酬」として年額9千万円としてご承認いただき、現在に至っております。

今般、コーポレートガバナンスのさらなる強化を目的として、社外取締役を増員いたしたいと存じます。つきましては、社外取締役の増員に対応するため、取締役の基本報酬の限度額はそのまま据え置きとし、社外取締役分の報酬限度額のみを、従来の1千5百万円から2千万円に改定をいたしたいと存じます。

改定後の取締役の報酬限度額は、「基本報酬」として年額2億7千万円（うち、社外取締役分は2千万円）、「業績連動報酬」として年額9千万円となります。

「業績連動報酬」は、当期純利益の水準に連動して支給することといたします。

また、社外取締役の報酬体系は「基本報酬」のみとし、取締役の基本報酬額および業績連動報酬額につきましては、使用人兼務取締役の使用人分の給与（賞与）は、含まないものといたします。

現在の取締役は14名（うち社外取締役は2名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は11名（うち社外取締役は3名）となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件」における取締役選任の効力発生を条件として生じるものといたします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、本議案にかかる特段の指摘事項はございませんでした。

以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

〔インターネットによる議決権行使について〕

1. インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※ バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード[®]」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

3. インターネットによる議決権行使は、平成30年6月27日（水曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。

4. 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5. インターネットによって、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。

7. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

(1) パソコンを利用する場合

① 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

② ウェブブラウザおよびPDFビューアがインストールされていること（以下の組み合わせで動作確認をしています）。

OS	Webブラウザ	PDFビューア
Windows Vista [®]	Internet Explorer [®] Ver.7～9	Adobe [®] Reader [®] Ver.9
Windows [®] Ver.7	Internet Explorer [®] Ver.8～11	Adobe [®] Reader [®] Ver.11
Windows [®] Ver.8.1	Internet Explorer [®] Ver.11	Adobe [®] Reader [®] Ver.11

- * Windows、Windows Vista、およびInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。
 - * AdobeおよびReaderは、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
 - ③ ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
 - ④ 前頁サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。
- (2) 携帯電話を利用する場合
- ① 「iモード」、[EZweb]、[Yahoo!ケータイ]のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること
 - ② 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。)
- ※ 「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Incorporated、「Yahoo!ケータイ」はソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

【機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル 0120-707-743（フリーダイヤル）
受付時間 9:00～21:00（土曜・日曜・祝日も受付）

株主総会会場ご案内略図

会場

仙台市青葉区中央三丁目3番20号
七十七銀行本店4階会議室
電話 (022) 267-1111 (代表)



最寄りの駅

J	R	線	仙台駅から徒歩	約10分
			あおば通駅から徒歩	約5分
仙台市地下鉄			仙台駅から徒歩	約7分
			青葉通一番町駅から徒歩	約10分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。